

寄附禁止のなぜ？何？どうして？

選挙に関する法律では、政治家が寄附をすることなどを禁止する規定が設けられていますが、具体的にどんなことが、なぜいけないのか、「まだ有権者でないので実感がない」というのが正直なところだと思います。しかし、将来有権者となって投票する際には、私達の暮らしとも密接にかかわってくる問題です。そこで今回は、寄附禁止を巡る「なぜ？何？どうして？」について解説します。



そもそも「寄附」って何？

金銭、物品などの供与またはその約束を言います。具体的には、お金や物を提供したり、または提供することを約束したりすることです。

ただし、党費や会費など規約に定められたものや、買物の際の代金の支払いなどは含まれません。



なぜ寄附をしてはいけないの？

現に政治家である人、政治家に立候補している人や立候補しようとしている人と有権者とのつながりは大切ですが、そのつながりがお金や物によるものであれば、お金や物をたくさん提供している人が選挙で有利になり、公正な選挙とはかけ離れてしまうことから、寄附に関する決まりが設けられています。



どんな寄附ができないの？

具体的には次のような行為が寄附に当たるとされています。

- ・お祝い事や葬式などでの花輪
- ・病気や怪我に対するお見舞い
- ・お祭りやスポーツ大会への寄附・差し入れ など

日常生活でよくありそうなことでも、禁止されている場合もあるため注意が必要ですね。



寄附の内容も
広い範囲にわたるので注意
が必要です。



違反して処罰された場合は？

寄附の禁止に違反して処罰された場合は、「公民権停止」といって、選挙へ立候補したり、投票したりすることなどが、一定の期間できなくなります。

皆さんが将来有権者になった時には、寄附の禁止に関する決まりを守って、「明るい選挙」の主役になって欲しいと思います。



「三ない運動」って何？

寄附の禁止に関する「贈らない、求めない、受け取らない」という三つの「ない」を進める運動です。政治家が有権者に寄附することを禁止するだけでなく、私達有権者も、寄附することを求めたり、贈られようとしている寄附を受け取らないという毅然とした対応が求められています。